

(参考) 費用負担のあり方関連用語集

費用負担のあり方関連用語集

(ア行)

応益的共同負担：一般的な環境施策を超えるような特別な環境保全施策により、特定の住民ではなく、幅広く住民全体が利益を受ける場合に、受益者負担の考え方を考慮しつつ、施策に要する費用を住民全体で税により共同負担する考え方。

(カ行)

課税客体：住民に納税義務を発生させることとなる事実や行為。課税の対象。

課税最低限：課税が発生する最低限の金額や数量の水準。これを下回った場合、納税義務者であっても課税は発生しない。

課税標準：税率を適用して税額を算出するための基礎となる金額又は数量。課税客体を具体的に課税できるよう数量的に表現したもの。

基 金：地方団体が特定の目的のために維持する預金などの財産で、条例で設置することができる。

均 等 割：個人住民税及び法人住民税について、納税者ごとに均等の額によって課税されるもの。

(サ行)

参加型税制：住民である納税者が、費用を負担するだけでなく、負担のあり方を検討し、施策の実施や評価、見直しにも参加する仕組み。

住 民 税：県民税と市町村民税の総称。

所 得 割：個人住民税のうち、所得金額に応じて課税されるもの。

申告納付：納税者が自ら税額を計算して課税庁に申告し、税額を納付する仕組み。

制限税率：地方団体が税率を定めるに当たり、超えることができない税率。

(タ行)

超過課税：法律で標準税率が定められている税について、それを超えた税率を条例で定めて課税すること。

特別会計：一般の歳入歳出と区分して、特定の財源を特定の使途に充てるための会計で、条例で設置することができる。

特別徴収：課税庁が特別徴収義務者を指定し、その者が納税者から税金を徴収し、課税庁に納付する仕組み。

(ハ行)

標準税率：地方税を課税するに当たり、通常用いるべき税率。ただし、財政上特別の必要がある場合は、条例でこれによらない税率を定め、課税することができる。

普通税・目的税：税収の使途が限られていないものを普通税、限られているものを目的税という。

普通徴収：課税庁が税額を決定し、納税者に通知し、納税者が税額を納付する仕組み。

法人税割：法人住民税のうち、法人税額に応じて課税されるもの。

法定外税：地方税法に定められた税（法定税）以外で、条例により課税できる地方税。使途の制限の有無により、法定外普通税と法定外目的税がある。

出典：「税務百科大辞典」等